

市内中小企業向け補助

働き方改革実践応援奨励金

で働き方改革を進めませんか

対象の取組

男性育休の取得

有給休暇の取得

残業削減

子の看護等休暇の取得

くわしい要件は裏面へ

取組内容の数に応じて

最大 **30** 万円



2026年度の
取組が対象

お問合せ先

福山市役所産業振興課

福山市東桜町3番5号 福山市役所7階

TEL : 084-928-1040 MAIL : koyouroudou@city.fukuyama.hiroshima.jp



福山市働き方改革実践応援奨励金

詳細条件

男性の育児休業取得

男性育児休業を取得できる対象者の50%以上が、連続5日以上の育児休業を取得し職場復帰している

年次有給休暇取得率の向上

- ① 2026年の年次有給休暇の取得率が、付与された日数の70%以上である
- ② 一人当たりの年次有給休暇取得率を2026年と2025年で比較して、20%以上向上している

時間外労働の縮減

- ① 月平均で一人当たり30時間未満である
- ② 総時間外労働時間を2026年と2025年で比較して、20%以上縮減している

子の看護等休暇の取得日数の向上

一人当たりの子の看護等休暇の取得日数を2026年と2025年で比較して、20%以上向上している

たくさん取り組んで
金額UP!

 1つ実施	10万円
 2つ実施	20万円
 3つ以上実施	30万円

申請期間

2027年（令和9年）1月4日から
2027年（令和9年）3月31日まで（予定）



福山市働き方改革実践応援奨励金